

地方消費者行政の現況（ポイント）

平成28年11月



4. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1) 消費生活相談員の平均報酬額（1時間当たりの報酬単価）（Ⅲ-2(3)）

：町では前年比増、村では前年比減

単位：円、各年4月1日現在

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		平成27年		平成28年		増減率
					前年差	前年差	前年差	前年差	前年差		
全体	1,485	1,499	1,507	1,510	1,526	16	1,520	▲6	1,537	17	1.1%
都道府県	1,381	1,443	1,466	1,437	1,456	19	1,469	13	1,489	20	1.4%
政令市	1,612	1,667	1,650	1,615	1,626	11	1,634	8	1,644	10	0.6%
市	1,456	1,469	1,466	1,477	1,500	23	1,481	▲19	1,495	14	0.9%
区	2,248	2,249	2,237	2,241	2,253	12	2,268	15	2,277	9	0.4%
町	1,409	1,368	1,382	1,464	1,433	▲31	1,427	▲6	1,472	45	3.2%
村	1,418	1,401	1,414	1,283	1,243	▲40	1,534	291	1,347	▲187	▲12.2%

(2) 消費生活相談員の雇用期間の更新回数制限の有無

：制限有りの自治体は前年比減（Ⅲ-2(4)②）

各年4月1日現在

	制限有り	各年4月1日現在			
		全体	都道府県	政令市	市区町村等
平成22年	制限有り	19.6%	29.6%	12.6%	17.1%
	制限無し	80.4%	70.4%	87.4%	82.9%
平成23年	制限有り	19.1%	31.3%	13.9%	15.9%
	制限無し	80.9%	68.7%	86.1%	84.1%
平成24年	制限有り	18.8%	30.8%	13.1%	15.9%
	制限無し	81.2%	69.2%	86.9%	84.1%
平成25年	制限有り	19.2%	32.0%	13.8%	16.1%
	制限無し	80.8%	68.0%	86.2%	83.9%
平成26年	制限有り	17.1%	27.5%	13.6%	14.6%
	制限無し	82.9%	72.5%	86.4%	85.4%
平成27年	制限有り	14.8%	19.9%	13.3%	13.6%
	制限無し	85.2%	80.1%	86.7%	86.4%
平成28年	制限有り	14.1%	19.5%	12.8%	12.8%
	制限無し	85.9%	80.5%	87.2%	87.2%

(3) 消費生活相談員の処遇改善：改善を図った自治体は前年比増（Ⅲ-2(5)②）

単位：円、各年4月1日現在

【参考2】雇止めの有無

雇止めを行う自治体数が大きく減少

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	うち 基金活用		うち 基金活用		うち 基金活用		うち 基金活用		うち 基金活用		うち 基金活用		うち 基金活用	
全体	102	34	130	88	111	78	114	84	138	103	189	123	248	162
(割合)	(5.7%)	(33.3%)	(7.2%)	(67.7%)	(6.2%)	(70.3%)	(6.3%)	(73.7%)	(7.7%)	(74.8%)	(10.5%)	(65.1%)	(13.8%)	(65.3%)
都道府県	10	5	11	7	5	3	7	3	8	3	17	7	21	9
(割合)	(21.3%)	(50.0%)	(23.4%)	(63.6%)	(10.8%)	(60.0%)	(14.9%)	(42.9%)	(17.0%)	(37.5%)	(36.2%)	(41.2%)	(44.7%)	(42.9%)
政令市	10	3	8	4	4	2	2	1	3	1	5	0	5	1
(割合)	(52.6%)	(30.0%)	(42.1%)	(50.0%)	(20.0%)	(50.0%)	(10.0%)	(50.0%)	(15.0%)	(33.3%)	(25.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(20.0%)
市区町村等	82	26	111	77	102	73	105	80	127	99	167	116	222	152
(割合)	(4.7%)	(31.7%)	(6.4%)	(69.4%)	(5.9%)	(71.6%)	(6.1%)	(76.2%)	(7.3%)	(78.0%)	(9.7%)	(69.5%)	(12.8%)	(88.5%)

	「雇」		「解」		その他(借員等)	
	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差
都道府県	47	0	47	0	0	0
政令市	20	0	19	1	▲1	0
市区町村等	1,729	0	1,554	87	▲23	156
合計	1,796	0	1,620	89	▲24	156

※各年4月1日現在で、前年4月2日以降に報酬単価引上げにより消費生活相談員の処遇改善を図った自治体数と割合。

※「雇止め」条例、規程等(人事等の内部規程を含む。)において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないという規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。

※赤枠内は「平成28年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果。

(「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」2017年2月27日消費者庁提出資料)